

令和8年4月1日以降に起工起案する工事等に適用する
積算基準対照表【共通編】
(令和8年4月1日一部改定)

令和8年4月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。
積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和7年度版）に準拠しますが、一部事項について、
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和7年度版

基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書は、長野県建設部</u>の河川・・・ ・ 全て削除
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u>
I-1-②-2 （(3)維持工事(複数年度の国債工事)）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 (2) 価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格は、原則として、<u>入札時</u> (<u>入札書提出期限日</u>) における・・・。 ・ 当初の支給品の価格決定については、<u>官側</u>において・・・、現場発生資材を<u>官側</u>において・・・。 ・ なお、設計単価は、<u>各地方整備局</u> (以下「局」という。) <u>設定単価</u> (局統一単価、<u>県別単価</u>、<u>地区単価</u>をいう。)、<u>局特別調査単価</u> (定期調査)、<u>局特別調査単価</u> (臨時調査)、<u>物価資料</u> (「<u>建設物価</u>」「<u>積算資料</u>」をいう。)・・・。 ・ ……、事前に<u>本局の担当課</u> (以下「<u>本局担当課</u>」という) と協議のうえ別途決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格は、原則として、<u>工事起</u> <u>工起案日</u>における・・・。 ・ 当初の支給品の価格決定については、<u>発注者側</u>において・・・、現場発生資材を<u>発注者側</u>において・・・。 ・ なお、設計単価は、<u>実施設計単価表掲載単価</u>、<u>特別調査単価</u>、<u>物価資料</u> (「<u>Web 建設物価</u>」「<u>積算資料電子版</u>」をいう。)・・・。 ・ ……、事前に<u>担当課</u>と協議のうえ別途決定する。
I-2-①-1 (2) 価格 1))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>局設定単価</u>による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>実施設計単価表掲載単価</u>による場合
I-2-①-1 (2) 価格 1) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>局設定単価</u>は、毎月、<u>本局担当者</u>において決定し、<u>新土木工事積算システム</u>に登録する単価である。 ・ <u>局設定単価</u>がある場合は、これを積算に用いる単価とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 ・ <u>実施設計単価表</u>に掲載されている単価は、これを積算に用いる単価とする。
I-2-①-1 (2) 価格 2) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>物価資料</u>は (「<u>建設物価</u>」「<u>積算資料</u>」) に掲載されている・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>物価資料</u>は (「<u>Web 建設物価</u>」「<u>積算資料電子版</u>」) に掲載されている・・・。
I-2-①-1 (2) 価格 3))		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
I-2-①-1 (2) 価格 4))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)、2) <u>及び3)</u> の方法によりがたい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)、2) の方法によりがたい場合

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 (2) 価格 4) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> 1)、2) 及び3) の方法によりがたい場合は、<u>局特別調査(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を</u>・・・。 <u>なお、局特別調査・・・とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1)、2) の方法によりがたい場合は、<u>特別調査により材料単価を</u>・・・。 全て削除
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・(材料価格×使用数量)が<u>100万円未満</u>の場合、かつ1資材の材料単価が<u>10万円未満</u>の場合は、・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・(材料価格×使用数量)が<u>300万円未満</u>の場合、かつ1資材の材料単価が<u>100万円未満</u>の場合は、・・・
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ) ①)	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格(材料価格×使用数量)が、<u>100万円未満</u>であるか<u>100万円以上</u>であるかの判断をするために<u>発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査(100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格(材料価格×使用数量)が、<u>300万円未満</u>であるか<u>300万円以上</u>であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り(<u>300万円未満、かつ1資材の材料単価が100万円未満</u>)又は特別調査(<u>300万円以上、又は1資材の材料単価が100万円以上</u>)によるかの判断を行うものとする。
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ) ②)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・提示し、<u>事務所長</u>から見積依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・提示し、<u>所属長</u>から見積依頼を行う。
I-2-①-2 (2 歩掛)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・単価については、<u>特別調査又は見積り</u>の取得により・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・・・単価については、<u>見積り</u>の取得により・・・。
I-2-①-4 (5 諸雑費及び端数 処理 (2) 1))	<ul style="list-style-type: none"> ・・・=金額は<u>小数第3位を切捨てし、第2位とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・=金額は<u>1円までとし、1円未満は切り捨てる。</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-4 (5 諸雑費及び端数 処理 (2) 3))	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、その平均価格 (小数 点第 1 位を四捨五入) と し、……。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、その平均価格とし、……。
I-2-②-7 (表-2 下 (注) 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……となっている地域をい う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……となっている地域をい う。(確認方法: 総務省統計局 ホームページ「人口集中地区 境界について」 https:// www.stat.go.jp/data/chiri/ 1-3.htm)
I-2-②-14 (表下 (注) 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. ……ただし、沖縄につい ては……別途考慮する。 ・ 2. 発地・着地で地方整備局 が……。 ・ 3. 敷鉄板については……。 ・ 4. 誘導車、……。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除。 ・ 全て削除。 ・ 2. 敷鉄板については……。 ・ 3. 誘導車、……。
I-2-②-24 ((2) (イ))		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記費用を計上する場合は、 原則、諸経費を含む金額と し、現場管理費、一般管理費 等の対象としない。ただし、 実施設計単価表に記載の平 板載荷試験については諸経 費を含まない単価のため、本 単価を計上する場合は現場 管理費、一般管理費等の対象 とする。</u> (最下段に追加)
I-2-②-24 ((2) (ロ))		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記費用を計上する場合は、 原則、諸経費を含む金額と し、現場管理費、一般管理費 等の対象としない。</u> (最下段に追加)
I-2-②-32 (表-3 下 (注) 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……地域をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……地域をいう。(確認方法: 総務省統計局ホームページ 「人口集中地区境界につい て」 https://www.stat.go.jp /data/chiri/1-3.htm)

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-②-33 ((5) 2)	・ . . . については、 <u>官側</u> において購入した . . . 、現場発生材資材を <u>官側</u> において . . . 、 <u>入札時</u> における市場価格 . . . 。	・ . . . については、 <u>発注者側</u> において購入した . . . 、現場発生材を <u>発注者側</u> において . . . 、 <u>工事起工起案日</u> における市場価格 . . . 。
I-2-②-35 (頁下)		・ 別添「別表(地域区分) 積雪寒冷地域区分表」を追加。
I-3-①-1 (1. 一般管理費の項目及び内容)	(16) 試験研究費償却 新製品 . . . 償却額 (17) 開発費償却 (18) 租税公課 (19) 保険料 (20) 契約保証費 (21) 雑費	(16) 試験研究費償却 . . . 全て削除 (16) 開発費償却 (17) 租税公課 (18) 保険料 (19) 契約保証費 (20) 雑費
I-3-①-2 (4. 一般管理費等率の補正)	別紙2 ①のとおり	
I-3-①-2 (別表第1)	別紙2 ②のとおり	
I-3-①-2 (別表第2)	・ <u>0%から5%以下</u>	・ <u>0%を超え5%以下</u>
I-5-①-1 (4)	・ . . . 「土木工事数量算出要領(案)」により . . . 。	・ 「土木工事数量算出要領(案)【令和7年度(4月版)】」により . . . 。
I-5-②-1 ((1))	・ . . . 条件明示は、 <u>別表に示すとおり</u> とする。	・ . . . 条件明示は、 <u>別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するもの</u> とする。
I-5-②-1 ((2))	・ <u>別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面</u> . . . 。	・ 必要に応じて特記仕様書、図面 . . . 。
I-9-①-1 (3. 積算方法)	別紙2 ③のとおり	
I-9-①-2 (別表-1)	別紙2 ④のとおり	
I-11-①-1 ~ I-11-①-2		・ 全て削除

I - 12 - ① - 1 ~ I - 12 - ① - 9		<ul style="list-style-type: none"> • 全て削除
I - 13 - ① - 1 ~ I - 13 - ① - 4		<ul style="list-style-type: none"> • 全て削除
II - 5 - ② - 1 (②交通誘導警備員)		<ul style="list-style-type: none"> • <u>長野県内の建設工事等に対する交通誘導員の配置については、別紙1「長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について」による。</u> (最下段に追加)

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
VI-1-①-1 ((1) 特別調査等別途考慮するもの 2))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置作業のうち、ペイント式 (手動) の場合。<u>(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置作業のうち、ペイント式 (手動) の場合。
VI-1-①-4 (< 施工規模が日当り標準施工量に満たない場合 >)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1)</u> ・ <u>2)</u> ・ <u>3) 区画線消去</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 ・ 全て削除 ・ <u>(1) 区画線の積算上の取り扱いについては、別紙2「長野県の建設工事等における区画線工 (土木工事標準単価) の積算方法について」による。</u> ・ <u>(2) 区画線消去</u>
VI-1-②-2 (< 施工規模が日当り標準施工量に満たない場合 >)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1)</u> ・ <u>2)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 ・ 全て削除 ・ <u>施工規模が日当り標準施工量に満たない場合の積算方法は「① 区画線工」に準ずることとする。高視認性区画線設置、高視認性区画線撤去 (削取り式) については、1連の作業として判定する。</u>

※基準書ページ：国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）令和7年度版

（岩手県、宮城県、福島県を除く） 一般財団法人 建設物価調査会 発行のページ

長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について

○ 交通誘導警備員の計上方法

- (1) 建設工事等において、公安委員会が定める路線及び区間(表3.1)で請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合、受託者は警備業法第4条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者(交通誘導警備員A)を1人以上従事させ、また、警備業者は、公安委員会の行う検定の合格証明書を受けている者に実施させることとなっていることから、交通誘導警備員Aを含め現場条件に応じて適切な人員を計上するものとする。

なお、表1以外の路線において交通誘導警備員を配置する場合は、現場条件に応じて交通誘導警備員Bを適切に計上するものとする。

(2) 名称定義・作業内容

交通誘導警備員A： 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通交以外の交通の誘導に従事する交通誘導業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B： 警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

表1 公安委員会が定める路線及び区間(令和8年6月1日以降適用)

路線名	区間
一般国道18号	長野県の全域
一般国道19号	長野県の全域
一般国道20号	長野県の全域
一般国道141号	長野県の全域
一般国道143号	長野県の全域
一般国道144号	長野県の全域
一般国道147号	長野県の全域
一般国道148号	長野県の全域
一般国道151号	長野県の全域
一般国道153号	長野県の全域
県道佐久軽井沢線	長野県の全域
県道下諏訪辰野線	長野県の全域
県道飯島飯田線	長野県の全域
県道岡谷茅野線	長野県の全域
県道長野停車場線	長野県の全域
県道長野菅平線	長野県の全域
県道松本環状高家線	長野県の全域
県道諏訪辰野線	長野県の全域
県道長野須坂インター線	長野県の全域
県道長野荒瀬原線	長野県の全域
県道上田丸子線	長野県の全域
県道長野上田線	長野県の全域
県道小諸上田線	長野県の全域
県道丸子東部インター線	長野県の全域
県道伊那インター線	長野県の全域
県道伊那箕輪線	長野県の全域

基準書ページ	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和7年度版	長野県適用（令和8年4月1以降の起工起案工事および業務）																
<p>I-3-①-2 （4. 一般管理費等率の補正）</p> <p>①</p>	<p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合に定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>	<p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。<u>なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。</u></p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い <u>別表第3の保証の方法ごとに定める補正値を別表第1で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に、別表第3の補正値を加算して得た率とする。</u></p> <p>(3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>																
<p>I-3-①-2 （別表第1）</p> <p>②</p>	<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等 率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="465 927 1128 1034"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (円)</p> <p>(注) 1. G_pの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等 率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1211 927 1874 1034"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td><u>25.13%</u></td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (円)</p> <p>(注) 1. G_pの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>25.13%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%															
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	<u>25.13%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>															

基準書ページ	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和7年度版	長野県適用（令和8年4月1以降の起工起案工事および業務）																				
<p>I-9-①-1 (3) 積算方法 (1))</p> <p>③</p>	<table border="1" data-bbox="461 312 1061 480"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額：Pi</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>大都市 (1), (2) 市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.114}$ $i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73 0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ．率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p>	対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)		大都市 (1), (2) 市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.114}$ $i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73 0.71	<table border="1" data-bbox="1196 312 1917 480"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額：Pi</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>大都市・市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ $i = 32.5 \cdot Pi^{-0.200}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.38 0.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ．率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p>	対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)		大都市・市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ $i = 32.5 \cdot Pi^{-0.200}$	5億円を超える場合	1.38 0.57
対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)																					
	大都市 (1), (2) 市街地	左記以外																				
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.114}$ $i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$																				
	5億円を超える場合	1.73 0.71																				
対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)																					
	大都市・市街地	左記以外																				
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ $i = 32.5 \cdot Pi^{-0.200}$																				
	5億円を超える場合	1.38 0.57																				
<p>I-9-①-2 (3) 積算方法</p> <p>④</p>	<p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について</p> <p>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p>	<p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について</p> <p>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。</p>																				

基準書ページ	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和7年度版	長野県適用（令和8年4月1以降の起工起案工事および業務）																				
I-9-①-2 （3 積算 方法（1）） ④	[別表-1] <table border="1" data-bbox="421 320 1137 815"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図，2. 工法説明図，3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）	地域連携	1. 完成予想図，2. 工法説明図，3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献	[別表-1] <table border="1" data-bbox="1184 320 1946 836"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. <u>昇降設備の充実</u> 2. <u>環境負荷の低減</u> 3. <u>ICT設備の充実</u> 4. <u>作業負荷の低減</u></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. <u>現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）</u> 4. <u>衛生設備・厚生施設の充実等</u></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. <u>工事標識・照明等安全施設の充実</u> 2. <u>盗難防止対策</u> 3. <u>健康関連施設の充実</u> 4. <u>野生生物・害虫対策等</u></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. <u>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> 2. <u>見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> 3. <u>社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）</u> 4. <u>現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u></td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 (仮設備関係)	1. <u>昇降設備の充実</u> 2. <u>環境負荷の低減</u> 3. <u>ICT設備の充実</u> 4. <u>作業負荷の低減</u>	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. <u>現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）</u> 4. <u>衛生設備・厚生施設の充実等</u>	現場環境改善 (安全関係)	1. <u>工事標識・照明等安全施設の充実</u> 2. <u>盗難防止対策</u> 3. <u>健康関連施設の充実</u> 4. <u>野生生物・害虫対策等</u>	地域連携	1. <u>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> 2. <u>見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> 3. <u>社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）</u> 4. <u>現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>
	計上費目	実施する内容（率計上分）																				
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																					
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）																					
地域連携	1. 完成予想図，2. 工法説明図，3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献																					
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
現場環境改善 (仮設備関係)	1. <u>昇降設備の充実</u> 2. <u>環境負荷の低減</u> 3. <u>ICT設備の充実</u> 4. <u>作業負荷の低減</u>																					
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. <u>現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）</u> 4. <u>衛生設備・厚生施設の充実等</u>																					
現場環境改善 (安全関係)	1. <u>工事標識・照明等安全施設の充実</u> 2. <u>盗難防止対策</u> 3. <u>健康関連施設の充実</u> 4. <u>野生生物・害虫対策等</u>																					
地域連携	1. <u>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> 2. <u>見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> 3. <u>社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）</u> 4. <u>現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>																					